

## 静岡県新文化施設運営事業 実施方針等に関する質問・意見への回答

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問・意見の内容	回答	
			頁	章			
1	実施方針	コーディネーター	2	I	1 (2)	ネットワークの旗振り役としてコーディネーターを設置しとありますが、県が配置し、業務を実施するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者にコーディネーター配置を求めるものではありません。
2	実施方針	駐車場	3	I	1 (4)	駐車場は近隣の民間駐車場を借り入れるとありますが、運営者が県から民間となることで賃料の高騰吸うリスクがあるので、それらのリスクが低減されるように配慮いただきたい(事前の賃料確認など)。	民間駐車場借入にあたっての賃料等協議には県も最大限協力することをお約束いたします。
3	実施方針	運営権者の保有資産	7	I	1 (7)	P8に記載の「修繕更新投資」と「バリューアップ投資」とがあり、これらで施設改修や備品などを調達した場合、前者は県の資産、後者は運営権者の資産になるという理解で良いでしょうか。 一方、P11には「バリューアップ投資の対象部分は県の所有物とあり、ここで想定される運営権者が保有する資産とはどのようなものをお考えでしょうか。 仮にP11の「B運営権による独自の備品調達」の備品が想定される場合、この備品とバリューアップ投資の備品の区分は運営権者の裁量で決めて良いものでしょうか。	運営権対象に係る施設・設備の修繕・更新投資(バリューアップも含む)を行った資産は県の所有物となります。 例えば、展示棟の内装等の県所有の建物に付属する部分を想定しています。また、運営権者の負担により購入した備品は、運営権者の所有物となります。 なお、県が現に所有する備品・什器は添付資料22および23に記載のあるもののみとなり、開業までに追加調達を行う予定はありません。運営期間中の調達に関しては事業者と適切に要望を伺うことを想定しています。
4	実施方針	小規模修繕の定義	10	I	1 (7)-⑥-ウ	小規模修繕について、年間20万円以内などの定義があれば教えてください。	小規模修繕の定義については、競争的対話における事業者と県の協議を踏まえて定め、具体的にお示しすることを想定しています。
5	実施方針	プロフィットシェアリング	10	I	1 (7)-⑥-エ	プロフィットシェアリングの考え方を導入するのであれば、提案時に計画された利益よりも利益が減った場合のロスシェアリングも導入すべきと考えます。特に、県が行う文化ネットワークの事業内容が利用料金収入に影響するが、民間ではハンドリングしにくいと考えます。	ご意見を踏まえ、ロスシェア及びプロフィットシェアリングともに導入いたしません。当該内容を踏まえ、募集要項に反映します。
6	実施方針	備品の調達	10	I	1 (7)-⑧-イ	県が新たに調達する備品について、どのような考え方に基づき、どのような種類のものを調達される予定かお教えてください。	回答No.3を御参照ください。
7	実施方針	備品の調達	10	I	1 (7)-⑧-イ	県が調達を行う前に数量又は使用に係る要望を可能とするありますが、いつ頃を想定されていますか。	回答No.4を御参照ください。
8	実施方針	開館時の修繕	11	I	1 (7)-⑧-オ	大規模修繕の定義として、「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。」とあります。 庭園部分においては実用上支障がある(レストラン棟からの眺望阻害等)という認識をしており、県にて開業前に庭園部分の機能回復のための大規模修繕を実施していただきたい。	大規模修繕の実施対象および範囲に関しては、選定された運営権者と県の協議を踏まえて決定し、予算の範囲内において県の負担で実施することを想定しています。
9	実施方針	特別目的会社	22	II	6 (2)-①	特別目的会社を本施設に設立してもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 特別目的会社の本店所在地を運営権対象施設用地に置くことは差し支えありません。
10	実施方針	運営権の対価	22	II	6 (3)-②	運営権対象施設の使用に係る無償貸借契約ということは、運営権対価はゼロという理解でよいでしょうか。	運営権対象施設のうち、収益的機能としての活用(例:自販機の設置)あるいは第三者への転貸(例:レストラン等のテナント貸)を行う部分について、無償の使用貸借契約を運営権者と県で締結することを想定しています。 また、お見込みのとおり、本事業において運営権対価は0円としています。なお、本項目を更新したものを募集要項公表時に示す予定です。
11	実施方針	利用料金	33	別紙①	県が定める上限額について、民間事業者から提案は可能でしょうか。	利用料金に関して民間事業者からの提案を期待しています。 競争的対話において、事業者が想定している事業内容および利用料金等に係るご提案も踏まえ、県では、本施設に係る設置及び管理に関する条例の制定を進める予定です。	
12	実施方針	利用料金	33	別紙①	県が定める上限額の範囲内で運営権者が定めるということは、季節や事業内容などで利用料金を変化させることができ理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。 条例の作成方法については回答No.11を御参照ください。	
13	実施方針	利用料金	33	別紙①	ネットワーク事務局の企画等において、県もしくは市町村などから、施設使用料を徴収できると考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。文化ネットワーク事務局が実施するイベント開催等で本施設を使用する際、県、市町等の構成団体から運営権者に対して当該使用に係る施設使用料を支払います。	
14	実施方針	利用料金	33	別紙①	県から無料開放や利用料金の減免などの要望があった場合には、収入減となる金額を県から補填されると考えてよいでしょうか。	県から運営権者に対して本施設の無料開放や利用料金の減免を求めるることは現状想定していません。文化ネットワーク事務局が実施するイベント等の利用料金の取扱いについては回答No.13を御参照ください。	

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問・意見の内容	回答	
			頁	章			
15	実施方針	利用料金	35	別紙③	県の予算の範囲内ですが、予算をお示しください。	募集要項等にて提示いたします。	
16	実施方針	保険	36	別紙④	建物や庭園などに本事業に係る施設の火災保険などは県がかける保険という理解でよいでしょうか。県がかける予定の保険について、他にもあれば教えてください。	保険につきましては運営権者において加入いただきます。具体的な保険内容については、実施方針の別紙④を御参照ください。なお、県は保険への加入を予定していません。	
17	要求水準書(案)	営業日	6	II	2 (1)-③	展覧会やイベント等を実施する場合に、ある週末に貸館を行い、次の週末に貸館を行う場合、間の平日に借り手がないことも想定され、何もプログラムがない日が発生する可能性があります。現在の要求水準では合計で300日以上の稼働が求められており、週1日の休館日及び年末年始の休館日を設けると、ほぼ毎日何かのプログラムを開催する必要があり、現実的とは言えないと考えます。 上記の理由より、旧展示棟の営業日について、「企画展やワークショップ等の活動を70日以上」「貸室又は貸館を100日以上」とし、「合計で220日以上」としていただきたい。	旧展示棟の営業日について、「企画展やワークショップ等の活動を70日以上」「貸室又は貸館を100日以上」とし、「合計で220日以上」とすることのご希望を踏まえ、実現可能な日数要件に修正した要求水準を募集要項等公表時に示す予定です。ただし、貸室又は貸館の日数に関しては回答No.17にて記載のとおり、修正した要求水準を募集要項等公表時に示す予定です。
18	要求水準書(案)	営業日	6	II	2 (1)-③	貸室または貸館200日以上とは、年間200日以上は借りたい人に貸せる状況を用意すればよく、貸出日が200日以上である必要はないという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。貸館の借りて有無にかかわらず、貸館として貸し出しできる(借り手が借りることができる)状態を200日以上として求めています。ただし、貸室又は貸館の日数に関しては、回答No.17にて記載のとおり、修正した要求水準を募集要項等公表時に示す予定です。
19	要求水準書(案)	SPC	7	II	4 (2)	SPCの株主が1社でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書(案)	県に対する報告	10	II	4 (4)-②-(ア)	四半期活動報告書は、年末年始などの期間を想定すると15日以内はかなり難しいため翌四半期開始後20日以内にしていただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、四半期活動報告書の提出を「翌四半期開始後20日以内」として更新したものを募集要項等公表時に示す予定です。
21	要求水準書(案)	県に対する報告	10	II	4 (4)-③	利用料金の収受において、運営業務に紐づくため、構成員である運営企業が収受、記録、管理し、報告はSPCを通じて行うことでよいでしょうか。	構成員である運営企業が利用料金を収受・記録・管理し、報告はSPCを通じて行う形で問題ありません。ただし、内訳等を含む報告内容および当該提出方法については県と協議にて定めるものとします。
22	要求水準書(案)	サービス対価の調整	14	II	4 (9)-③	年間収入を超過した場合におけるサービス対価の調整ではなく、想定した利益を超過した場合ではないでしょうか。収入が超過しても、利益が超過するとは限りません。	回答No.5を御参照ください。
23	要求水準書(案)	県に対する報告	17	III	3 (2)-②	四半期活動報告書は、年末年始などの期間を想定すると15日以内はかなり難しいため翌四半期開始後20日以内にしていただけないでしょうか。	回答No.20を御参照ください。
24	要求水準書(案)	予算決算業務	18	III	4 (2)-①	SPCから運営業務の構成員である運営企業にサービス対価をパススルーし、運営企業が利用料金収入等とあわせて収支管理する形態が現実的かと考えます。SPCとして運営企業の当該業務に関する予算決算情報を入手し、県に報告することで要求水準を満たしますか。	SPCとして運営企業の当該業務に関する予算決算情報を入手し、県に報告することで要求水準を満たすと判断しますが、内訳等を含む報告内容及び当該提出方法については県と協議にて定めるものとします。
25	要求水準書(案)	県に対する報告	20	IV	3 (2)-②	四半期活動報告書は、年末年始などの期間を想定すると15日以内はかなり難しいため翌四半期開始後20日以内にしていただけないでしょうか。	回答No.20を御参照ください。
26	要求水準書(案)	文化ネットワーク事務局	23	IV	4 (1)-⑤	文化ネットワーク事務局の職員が対象施設において業務を行う場合に、電話、コピー、ネットワークその他の使用に伴う経費は、民間事業者から県に対して負担を求めることが可能でしょうか。不可の場合、施設内で従事予定の職員数を事前に開示いただけますか。	コーディネーターか事務局職員が使用する可能性がありますが、使用回数が少なく、費用も軽微となることを想定しています。各種経費については、実績に基づき運営権者と県が協議の上、必要に応じ、県が負担することを想定しています。
27	要求水準書(案)	駐車場	23	IV	4 (1)-⑥	近隣の民間駐車場を、県が借りて、今回の事業対象の一部に加えていただき、民間事業者が利用できるようにしていただけないでしょうか。	回答No.2を御参照ください。

No	資料名	タイトル	該当箇所			質問・意見の内容	回答
			頁	章			
28	要求水準書(案)	駐車場	23	IV	4 (1)~(6)	近隣の民間駐車場を、民間事業者が借りるにあたり、想定される駐車場の場所、台数、想定される賃借料、看板や駐車場課金管理システムなどの設置の可否及び民間が負担すべき費用などを開示していただけないでしょうか。	現状、御提示の情報を開示はできませんが、近隣駐車場の所有者と調整を進めております。今後の追加でお示しできる情報があれば、適宜公表することを想定しています。
29	要求水準書(案)	駐車場	25	IV	4 (3)~(ウ)	ボランティアの活用も検討、ボランティア保険に加入することとありますが、これまでのボランティア活用において、どのような費用が発生したかの実績(謝礼、交通費、保険料などの単価と人数)を教えてください。	これまで本施設で実施したボランティア活動は、地元の観光交流協会が主催しています。その際のボランティア保険の単価は300円／人です。これまでのボランティア活動では謝金・交通費等の支払はしていません。なお、これまでのボランティア活動の参加人数は添付資料8をご参照ください。
30	要求水準書(案)	駐車場	25	IV	4 (3)~(エ)	企画展やワークショップ等の活動における契約、手配、謝金の支払い等を適切に行うとありますが、謝金について、県の基準のようなものがありますか。民間事業者が任意に設定してよいものでしょうか。	実勢に応じて、単価等を決定していただければ構いません。参考に、県が有識者等を招聘して行う委員会等の謝金(報償費)は委員長12,500円、委員11,500円(1日)としています。
31	要求水準書(案)	建築物保守管理	30	V	4 (1)	対象施設は、現状で一般的な使用において十分な性能機能を有しており、清掃等を行うことで、利用できる状態にあると考えてよいでしょうか。もしくは、県が実施契約までに利用できる状態にすると考えてよいでしょうか。上記を満たさないものがあり、民間による修繕更新等が必須なものについては教えていただきたい。	これまで実施してきた「トライアル・サウンディング」によるイベント等の実施においては十分な性能・機能を有していることを確認しております。運営権者による修繕・更新投資業務において対応すべき対象とその範囲に関しては提案内容及び運営権者と県の協議を踏まえお示しする予定です。
32	要求水準書(案)	建築物保守管理	30	V	4 (2)	対象施設における各設備は、正常な状態にあり、それを維持することが要求水準と考えてよいでしょうか。もしくは、実施契約までに県が正常な状態にすることを想定しています。現状で正常ではないものがある場合に、民間による修繕更新等が必須なものについては教えていただきたい。	施設の所有者である県の責任として、利用者の安心安全に関わる施設の不備の修繕とその対応時期については運営権者と県の協議の上で、県の負担で修繕を行い正常な状態とすることを想定しています。
33	要求水準書(案)	機械警備	35	V	4 (6)	24時間の機械警備の対象は、各施設内でしょうか、当該敷地全体でしょうか、駐車場も含みますか。	機械警備の対象は建物内部を想定しています。ただし、駐車場の警備に関しては運営権者と所有者の協議を踏まえ実施要否を行っていただくことを想定しています。協議に際しては県も最大限協力します。なお、建物内部は現状24時間体制の機械警備を行っています。
34	添付資料7	トライアルサウンディングおよびモデル事業の実績	—	—		これらの活動にかかった施設側の経費実績額をお教えいただきたい。	当日対応する職員の人事費及び旅費相当額が経費となります。詳細金額をお示しすることはできません。 1事業あたり概ね2~4人が当日対応に従事しました。
35	添付資料8	維持管理ボランティアの活動実績	—	—		これらの活動にかかった経費実績額をお教えいただきたい。	企画、募集に係る人事費及び旅費相当額及びクレマチス用肥料購入代金となります。 人事費及び旅費相当額はお示しすることができません。 クレマチス用肥料購入代金は約200,000円/年です。
36	添付資料9	2021.9実績	—	—		2021年の業務委託費や修繕費の金額がありますが、添付29の庭園管理費用の内訳はそれぞれどの項目に該当すると考えれば良いでしょうか。	添付資料9及び添付資料29は旧所有者が作成し、県に提供された資料であるため、現時点では当該資料以外の情報を有しておりませんが、以下とおりと承知しています。 添付資料29外部委託→添付資料9一般管理費(業務委託費 等) 添付資料29購入費用→添付資料9一般管理費(消耗品費 等) 添付資料29人件費→添付資料9人件費(給料手当 等)
37	添付資料10	近隣駐車場の状況	—	—		想定される契約額を開示いただけないでしょうか。	回答No.28を御参照ください。
38	添付資料17	光熱水費の実績	—	—		本資料に記載の光熱水費は、すべて庭園、展示棟、ショップ棟、レストラン棟などを含む本施設全体の使用料及び料金と考えてよいでしょうか。ショップ棟やレストラン棟のテナント区画は、別途でしょうか。	本施設全体の使用料及び料金という認識に相違ありません。 なお、各区画ごとの対応は次のとおりです。 【事務所棟】 電気→低圧電力、従量電灯C 水道→栓番29-10 【展示棟、レストラン棟①②、ショップ棟、庭園】 電気→高圧電力 水道→栓番30-5001

No	資料名	タイトル	該当箇所		質問・意見の内容	回答
			頁	章		
39	添付資料17	光熱水費の実績	—	—	開館時の光熱水費と利用者数の関係を知りたいので、R3年11月～R4年12月までの月別の利用者数データを開示してください。	旧所有者より月別利用者数の情報提供は受けていないため、現時点で御質問に関するデータをお示しすることができません。 参考までに、2019年期は62,353人/年、2020年期は24,954人/年、2021年期は38,609人/年となっています。
40	添付資料17	光熱水費の実績	—	—	添付資料9の2021年度では年間1507.3万とあり、 添付17では、開館時 ・水道料金:月10万前後 ・高圧電力:月100万前後 ・低圧電力:月4万前後 ・従量電灯:月10万前後 小計124万×12か月 年間1488万円と乱暴な推測ができますが、 2021年度とこちらの実績額の差異を考える際に、判明している条件の違いなどあればお教えてください。	添付資料9と添付資料17の差異に係る条件の違いは、今後関係者に確認を予定しており、現時点ではお示しすることができません。 なお、添付資料9は旧所有者が作成し、県に提供された資料であり、添付資料17は旧所有者が支払っていた過去の請求書や電力会社の照会システム等を県が確認し、作成した資料となります。
41	添付資料18	クレマチスの丘保全計画 (2022年～2026年)	—	—	2022年以降、この保全計画は実行されていないという理解でよいでしょうか。	クレマチスの丘保全計画は旧所有者が美術館として運営するために策定したものであるため、県が寄附を受けた令和6年2月以降は当該保全計画に基づく維持管理は実施しております。令和6年2月以降は法律に定められた保守点検、必要最低限の庭園・樹木管理、機械警備、シルバー人材センターによる清掃を実施しております。
42	添付資料18	クレマチスの丘保全計画 (2022年～2026年)	—	—	本事業において開館となる2027年度には開館後25年を経過する状況で、2022年以降に実施予定であった保全計画の実施は大規模修繕として県負担で実施されるべきと考えてよいでしょうか。あるいは、一部は民間事業者が本事業の中で費用負担し実施するものでしょうか。民間事業者が負担すべき範囲を明確に示していただきたいです。	クレマチスの丘保全計画は旧所有者が美術館として運営するために策定したものであるため、県としては当計画に沿った大規模修繕の実施は現状予定しておりません。 民間事業者と県で協議を行い、必要と判断した大規模修繕については県負担で実施することを想定しています。
43	添付資料18	クレマチスの丘保全計画 (2022年～2026年)	—	—	浄化槽詳細の表をみると、2022年以降、かなり高額の維持管理費が予定されていたようですが、ほぼ実施されていないように見受けられます。浄化槽について、県が実施予定の内容を教えてください。	1200人槽については、令和7年3月に①微細目スクリーン交換②制御盤タッチパネル交換③膜分離装置膜チューブ交換を実施しました。 その他内容の実施は現状予定しておりません。
44	添付資料18	クレマチスの丘保全計画 (2022年～2026年)	—	—	こちらに示されている保全・修繕は要求水準の範囲外であり、実施するのは県の大規模修繕で実施するという理解で良いでしょうか。 添付19-21の資料で民間で実施すべきがあれば具体的にお教えてください。	クレマチスの丘保全計画は旧所有者が美術館として運営するために策定したものであるため、県としては当計画に沿った大規模修繕の実施は現状予定しておりません。 民間事業者との競争的対話の中で検討し、必要と判断した大規模修繕については県負担で実施することを想定しています。
45	添付資料19	各棟保全計画2022年実施状況と今後の対応	—	—	消防用設備は、展示棟床下消火栓配管補修は2022年度に実施されたのでしょうか。されていない場合、開館までに県負担で実施されるという理解でよいでしょうか。	令和6年5月に完了しています。
46	添付資料19	各棟保全計画2022年実施状況と今後の対応	—	—	ゲート棟の【電気】に、3/25ネットワーク設置交換工事858,000円の記載がありますが、具体的にはどのような内容でしょうか。開館後も、ネットワーク環境として利用できるものでしょうか。	当該工事の記載内容につきましては、今後、関係者に確認を予定しており、現時点ではお示しすることができません。なお、閉館後以降、使用できる状態にありません。
47	添付資料19	各棟保全計画2022年実施状況と今後の対応	—	—	ゲート棟の【防災】に、4/10防犯カメラシステム修理93500円の記載がありますが、現状で防犯カメラは使用できる状況にありますか。事業期間において、修理や交換などが必要な状況にありますか。	閉館後以降、使用できる状態にありません。当該工事の詳細につきましては、今後、関係者に確認を予定しており、現時点では、お示しすることができません。
48	添付資料19	各棟保全計画2022年実施状況と今後の対応	—	—	消防用設備は、展示棟床下消火栓配管補修以外は2023年中に対応するとありますが、されていないように見受けられます。法定による交換なども含まれると考えますか、開館までに県負担で実施されるという理解でよいでしょうか。	県が寄附を受けた令和6年2月以降、消防法に定める消防用設備点検を定期的に実施しています。点検での指摘事項については既に対応済または今後対応予定です。
49	添付資料20	各棟劣化状況	—	—	直ぐに修繕が必要、劣化状況をみながら修繕を判断の各項目は、すべて県負担で必要なタイミングで修繕等を行う予定という理解でよいでしょうか。	運営権者と県で協議を行い、必要と判断した大規模修繕については県負担で実施することを想定しています。
50	添付資料21	日常的修繕の実施状況	—	—	2022年に、エレベーター関連の修繕が急増していますが、開館後20年目ということで実施されたということでしょうか。事業期間中にエレベーター関連の修繕等の計画を教えてください。また、その費用負担及び実施主体は県と考えてよいでしょうか。	旧所有者がどういった経緯で2022年に昇降機関係の修繕を実施したか否かについては、今後、関係者に確認を予定しており、現時点ではお示しすることができません。 また、現状昇降機の修繕等は予定しておりません。 今後必要な修繕が発生した場合、県と民間事業者双方協議のうえ、県負担または民間事業者負担による修繕を実施する予定です。
51	添付資料29	庭園管理費用	—	—	樹木定例管理の表に、クリスマスツリー電飾取付、取り外しの項目がありますが、現状で、施設として使用可能なクリスマスツリーの電飾を有しているという理解でよいでしょうか。	県が引き継いだ備品を確認しましたが、御質問の備品はありませんでした。前所有者により撤去されたものと思われます。